

が分かる。

このように、堆肥の施用は土壌の改良効果が大きく、またその影響は水田よりも畑土壌で大きいことが分かる。

## 1.5 堆肥の施用方法

肥料と堆肥では農耕地に投入する量が異なる。肥料は作物の栄養分を補うために施用するものであり、作物によって異なるが、一般には化学肥料では1～2t/ha、有機肥料では3～5t/haを施用する。これに対して、堆肥は土づくりをする資材として10～30t/haを毎年施用する。このように有機肥料と堆肥では投入量が異なるので、食品廃棄物を堆肥として使う時は、その成分含量に注意し、肥料成分を多く含む堆肥を施用する時は、施用量を減少させるか、肥料を併用しないか、いずれかの対応が必要である。

肥料成分の高い堆肥を多量に施用し続けると、作物生育に障害を及ぼすだけでなく、施用した堆肥から出る硝酸塩やリン酸等の肥料成分が環境を汚染することがある。せっかくの資源循環型システムができて、それが環境汚染の原因となつては意味がないので、堆肥や肥料の成分をきちんと把握し、作物の吸収量に見合った量を施用することが大切である。

## 2. 農業利用に関連する法律

平成5年(1993年)「環境基本法」が制定され、環境の保全について、基本理念が定められるとともに、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項が定められた。これに関連して、循環型社会形成と農業利用促進に関連した法律が2000年を中心に数多く制定された。関連した法を体系図にすると図-1のようになる。

### 2.1 循環型社会形成のための法整備

循環型社会形成推進基本法が2000年に制定され、形成すべき循環型社会として「廃棄物等の排出規制」、「循環資源の循環の利用」、「適正な処分」が明確にされた。これを受けて、各種リサイクル法が制定された。

#### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法は1970年に制定された廃棄物処理の基本的法律であるが、その一部が2000年に改正され、廃棄物の広域流通を促進するために、「産業廃棄物広域再生利用指定制度」が導入された。この制度は、製造事業者等が、その製品の販売地点までの広域的な運搬システム等を活用して、当該製品等が産業

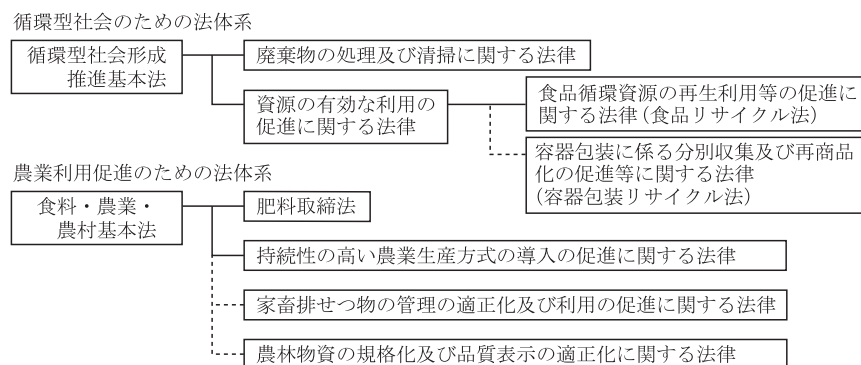


図-1 食品廃棄物の利用促進に関連する法体系  
実線は関連の強い法、点線は関連した法を示す